慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	李明賛君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.5 (2006. 5) ,p.73- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060528-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

李明賛君学位請求論文審査報告

一、はじめに

李明賛君が提出した学位請求論文「日本の外交・安全保障政策における「四つの路線」―「意図」と「能力」の両要素をめぐって―は、外交・安全保障政策には武力や経済力などの「能力」と、その国の国民や為政者が作り上げる「意図」とがあり、その組み合わせから、相互排他的な四つの政策モデル、すなわち、平和国家路線、通商国家路線、普通国家路線、権力国家路線を構築し、この四つの政策モデルに、戦争や紛争の可能性（possibility）ではなく、蓋然性（probability）という前提の下に、わが国の外交・安全保障政策に関する記述データを入れて分析を行い、戦後わが国の外交・安全保障政策をシステマティックに整序し、全体像を描きだしている。

その意味で、本論文は「論争的（provocative）」な論文であるが、その研究アプローチとして、実証データをベースにモデルを演繹的に作成する方策をとらず、理論モデルの構築から出発し、実証分析を行うという帰納的かつ論理実証主義的なアプローチをとっている。かかる点が本論文の学問的意義であり、同時に、革新的（innovative）な点である。

本論文の問題意識は以下の通りである。

冷戦後、湾岸戦争を契機として浮かび上がった「普通の国」論をはじめ、日本の安全保障政策に関する論争が国内外で活発に行われてきた。その論争は、基本的に戦後の日本外交を規定してきた吉田茂の外交路線、つまり、「日米安保＋軽武装＋経済成長主義」という三位一体的枠組みをつくった吉田茂の「吉田路線」（つまり、「吉田ドクトリン」の）評価をめぐるものであった。

ところが、冷戦の終焉に伴って生じた「湾岸戦争」への政府対応をきっかけとして、九〇年代の初めのころから、日本外交の準拠枠組が決定的な変質を遂げている。

その一つは、日本は近い将来に「吉田路線」から、独立志向の軍事大国になるだろうという見方である。それは主として、アメリカのネオ・リアリスト達の主張に表れている。代表的なネオ・リアリストであるケネス・ウォルツは、

経済大国日本の技術・経済的「能力」の大きさから見て、日本が（軍事）大国のクラブの扉をたたくかどうかは、一つには決断の問題であると述べた。

このような国際システムの構造的制約要因として「能力」の要素を重視する彼らの理論は、わが国の「改憲派」の根底にある認識、特にアメリカから自主・独立して「自助」することを目指し、その目標を実現する手段として軍事的役割の拡大と核武装を主張する政治勢力の認識と軌を一にしている。

しかし、日本国民に根強い核アレルギーや、非核三原則を「国是」としている日本政府の核政策に見られるように、ネオ・リアリストたちの予想と異なったわが国の安全保障政策を目のあたりにして、ピーター・カッツェンシュタインを代表とする構成主義者（constructivist）たちは、ネオ・リアリズムを批判して、政策担当者が政策を選択する際に影響を与える規模に着目すべきであって、現行の「平和憲法」をはじめ、核アレルギー、厭戦思想からの反軍事主義などが他国と比べ日本は特に強いという主張を展開した。しかし、このような構成主義者の主張は、二〇〇三年に「有事法制」が制定されたことや、自民党の憲法改正の動きに見られるような変化を予見することは出来なかった。

一方、スティーフン・ブルックスによって体系化されたポスト・クラシカルリアリズムを主唱する人たちは、「紛争の可能性（Possibility）」、つまり実際に起こりうるかどうかは別にして、考えられうる最悪の場合の紛争シナリオに対応するように国家は軍備を整えるのではなく、「紛争が起こる蓋然性（Probability）」、つまり、紛争が実際に起こるか否かの確実さの度合いが重要で、その意味では吉田路線は理論的にも正しかったと主張する。

以上のように、日本の外交・安全保障政策に関する評価は理論的アプローチによってかなりのギャップがある。このような理論的問題は、各々のアプローチが「国際システムレベル」の要素、すなわち、国際社会はアナーキーであって、国家の外交を決めるのは「力の分布」であるというハードパワー的な「能力」のレベルと、あるいは、国内政治レベル要因、たとえば憲法九条や反軍事主義、核アレルギー等、主に国内の政治勢力の「意図」のレベルを別々に選ぶことによる分析レベルの問題に起因している。

二、本論文の構成

本論文は、問題意識と各章の内容をまとめた序論と、日本の外交・安全保障を対象とする理論的アプローチに関す

る先行研究を行った第一部、新しい分析枠組みの構成過程や四つの路線モデルについての定式化とその論理構成等を記述した第二部、四つの路線モデルを用いた実証研究として日本政府の具体的政策を検討する第三部、そして結論によって構成されている。

序論　問題意識と仮説としての「四つの路線」論
論文の構成
第一部　先行研究の検証
第一章　先行研究の検証Ⅰ　理論的アプローチ
第一節　日本の安全保障戦略に関する理論的アプローチ
第二節　ネオ・リアリズムとポスト古典的現実主義の分離
第二章　先行研究の検証Ⅱ　「商業的現実主義」の一般性と固有性にかかわる理論
第一節　通商国家の一般性と固有性
第二節　「外交アクター」論
第二部　「四つの路線」仮説の提示とその内容
第三章　分析枠組みの構築―紛争の蓋然性（Probability）と「四つの路線」
第一節　「能力」と「意図」に関する要素
第四章　「平和国家」路線―「非武装」・「中立」
第一節　「日本を対象とする」安全保障
第二節　「非武装」・「中立」政策
第三節　「平和国家」路線の光と影
第五章　「通商国家」路線―「自衛戦争」と「非対称的」な日米同盟
第一節　「日本的」な商業的現実主義
第二節　「通商国家」路線と「吉田路線」・「吉田トクトリン」
第三節　「通商国家」路線の脆弱性と冷戦後
第六章　「普通国家」路線―「制裁戦争」と「対称的」な日米同盟
第一節　日本の「非常識」を世界の「常識」に近づけよう
第二節　「集団的安全保障」と「制裁戦争」
第三節　「集団的自衛権」と日米同盟
第七章　「権力国家」路線―「ハワー・ポリティクス」と「自主的核武装」
第一節　「単独アクター」として国際政治の舞台に「上る」
第二節　「日本核武装」論
第三部　実証分析
第八章　冷戦期日本政府の外交・安全保障政策―「意図せざる結果」の原型とその条件
第一節　「非対称的」な日米同盟―「物と人との協力」関係
第二節　自衛隊―自衛のための「必要最小限の実力」

第三節　日本政府の核政策
第九章　湾岸戦争と「普通国家」路線論の浮上
第一節　日本外交における「湾岸戦争」の位置づけ
第二節　日本の対応―四つの路線
第三節　湾岸戦争と日本外交の評価
第十章　日米同盟の再定義
第一節　日米同盟の再定義とナイ・イニシアティブ
第二節　日米同盟「再確認」?又は「再定義」?
第十一章　「新ガイドライン」と日本の防衛政策
第一節　日本の危機管理と「新ガイドライン」
第二節　「意図せざる結果」たる「周辺事態」概念
第十二章　「米同時多発テロ」と「テロ特措法」
第一節　「テロ特措法」の位置づけとその生成の論拠
第二節　「テロ特措法」と四つの路線
結論
㈠　「四つの路線」と「意図せざる結果」
㈡　「意図せざる結果」の持続と変化の要因
㈢　「通商国家」路線の完結と「普通国家」への模索
㈣　本論文の問題点と今後の研究の方向
図と表
参考文献

三、本論文の概要

第一部では、理論および先行研究の検証を行い、外交・安全保障政策の「意図」と「能力」の問題、四つの路線モデルを導出する過程を記述している。

第一章では、本論文の問題提起と新しい分析枠組の構築のために、日本の外交・安全保障戦略に関する多様な理論的なアプローチについてサーベイし、日本の外交・安全保障政策に関する各アプローチの認識のギャップを明らかにしている。これらのギャップは、主に日本国内の特殊な「規範」(norm)」である憲法九条問題や反軍事主義及び核アレルギー等によって形成された政治文化（すなわち「意図」の側面）を主な分析の対象にするか、それとも国際システムの特性、すなわち、国際社会はアナーキーであるから、自国の安全保障は「自助」又は「同盟」によって守るしかなく、力の分布、つまり国際社会の中で占める経済大国日本の役割（「能力」の側面）を分析の対象にするのかという、どちらかの分析レベルを選ぶかによって生じていると述べている。そして、後段で議論する国際システム要因と国内要因の統合作業を可能にするキーワードを導き出すために、スティーブン・ブルックスの提唱する「紛争の蓋然性（probability）」という分析概念と、その対立分析概念であるネオ・リアリストたちの「紛争の可能性（possibility）」概念とを比較検討している。

第二章では、戦後日本の外交・安全保障政策の原点とも言える「吉田ドクトリン」と「商業的現実主義」の関係について理論的な検討を行っている。本章では、日本の「商業的現実主義」のベースになっている吉田ドクトリンの分析枠組みである「日米安保＋軽武装＋経済成長主義」という三位一体的枠組について詳しく議論している。また、この三位一体的枠組みの適合性を、ネオ・リアリストが重視する軍事力とは異なるハードな要素、つまり、技術・経済の重要性を強調する「商業的現実主義」と、国際システムのアナーキー性と日本の置かれた「地理的条件」の特異性に分析の焦点を当てる「地政学的現実主義」についても検討を行っている。そして、ネオ・リアリズムも地政学的現実主義も、「商業的現実主義」の一般性、つまり、日米同盟の効用や防衛力の定量的規模の適合性を強調するアプローチであることを明らかにしている。同時に、本章は、軽武装・経済優先という考え方は、日本に限られたものではなく、ドイツであれイタリアであれ、多かれ少なかれ同じ考え方を採っていたと論じている。よって、吉田ドクトリンという戦後永きにわたって日本の外交・安全保障政策を律してきた考え方に特異性を見いだすのであれば、まず日本の「商業的現実主義」の固有性について明らかにしなければならないと主張する。

通商国家日本の固有性は「吉田ドクトリン」から派生しているのは疑いの余地がない。そのことは、とりもなおさず憲法九条の解釈から派生する日本の「軍事面での特殊性」とパラレルである。つまり、日本の軍事面での特殊性は、憲法九条によって制限されている防衛力の定性的範囲に関する政策であるところの集団的自衛権の行使を認めない「非対称的な日米関係に」象徴される日本固有の「対外関係の特殊性」ともパラレルである。

この「非対称的な日米関係」に関しては、添谷芳秀の「三つの路線論」が先行研究として有名である。この中で添谷は、戦後日本外交を複雑にした要因として、政治諸勢力間の外交路線をめぐる抗争に注目すべきであると主張しており、通商国家日本の固有性を浮き彫りにするために日本国内の政治構造に注目している。本章は、この添谷の「三つの路線論」は他の外交路線論アプローチより優れたものであると評価し、その延長線上で「四つの路線論」モデルを構築している。しかし、その理論的背景は異なっている。すなわち、本論文の採る路線論モデルは、路線を区別する原理・原則についての定義やそれと整合性を持つ「相互排他的な政策パッケージ」について考察を進め、「非

対称的な日米関係」の形成とその持続の要因としての個人・国家・国際システムレベルを三つの変数に分け、分析の対象を「力の分布」と「規範」の両要素間の相互関係について明らかにしているところにその特徴がある。この点については次の第二部で詳しく述べられている。

第二部では五章を使い、「四つの路線」仮説モデルの理論的導出過程、前提条件、適合性を詳細に述べている。

第三章では、分析レベルの不一致に関する理論的な問題を解決するために、国際システム要因と国内の特殊要因という二つの分析レベルを同時に加味した新しい分析枠組として「四つの路線」仮説がどのように導出されたかを議論している。

まずここでは、国家の行動選択の幅が広がる新しい仮定、つまり、スティーブン・ブルックスが提起した「紛争の蓋然性（Probability）」が低い場合のアナーキー状態」という分析枠組みを採用した理由について述べている。この新しい分析枠組みでは、分析の対象として、(1)アナーキー状況の多様性、(2)国家目標の多様性と安全保障政策のジレンマ、(3)大国と中小国に見られる同盟関係のジレンマなど「能力」に関わる国際システムレベルの「争点グループ」と、(a)平和憲法、(b)反軍事主義、(c)核のアレルギーなどの「意図」に関わる国内レベルの「争点グループ」の両分析レベルの分析対象を同時に考慮している。

これらの争点グループについては、国のあり方や軍事力の役割、たとえば「自衛戦争」や「制裁戦争」や「侵略戦争」についての個人の考え方を形成する基礎になるが、四〇年代から五〇年代の日本の国内世論は、敗戦と冷戦の勃発という二つの相反する時代潮流が錯綜する国際政治変動の産物である「憲法九条」と「日米同盟」を中心とする考え方によって分岐することとなった。

この「憲法九条」と「日米同盟」という二つの原理・原則の単純組み合わせをとると、四つ可能性が出てくる。すなわち、(1)護憲と非同盟、(2)護憲と同盟、(3)改憲と同盟、(4)改憲と非同盟、である。この四つの組み合わせを、本章では「相互排他的な政策パッケージ」と呼び、これら四つの政策の組み合わせから「四つの路線」モデルを構築したのである。

それぞれの政策組み合わせは、日米同盟の効用や防衛力の定量的規模（「能力」の側面）に関連する政策組み合わせである非武装・軽武装、重武装、非核と核の傘、自前の核武装などと、日米同盟のあり方や防衛力の定性的範囲（「意図」の側面）と関連する政策、すなわち集団的自衛権

の行使問題や自衛隊の活動範囲など、具体的内容に符号している。

従って、本章では、次のように「四つの路線」に名前をつけて具体的な政策路線として定式化を行っている。すなわち、第一の路線は、非武装中立を志向する「平和国家」路線、第二の路線は、専守防衛を目的とする済し崩し的再軍備（実質的再軍備）と集団的自衛権の行使を認めない憲法解釈の結果としての非対称的な日米同盟を志向する「通商国家」路線、さらに第三の路線は、改憲による明示的再軍備と集団的自衛権の行使を認める双務的な同盟関係または集団安全保障を志向する「普通国家」路線、そして第四に、改憲による本格的再軍備（自前の核武装）による自主防衛を志向する「権力国家」路線である。

第四章では、このうち「平和国家」路線を中心に議論している。「平和国家」路線とは、革新勢力とそれに同調する多くの国民が、憲法の平和主義は徹底した戦争否定であるという立場に立って、力によらない平和を志向する国家像を持つ路線のことである。すなわち、侵略戦争（周辺有事のある側面）の否定はいうまでもないが、国際秩序の回復や維持のための国連による制裁戦争（グローバル有事）や自衛戦争（日本有事）までも否定する。なぜならば、国家存位の基本である日本国憲法が想定する安全保障は、特定の仮想敵国を前提としない、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼したものであり、手段のレベルで軍事的選択肢を放棄したところに特徴があるからだ。

では、「平和国家」路線論者は「何を」守るべきものと認めるのであろうか。国の安全より、国民の生命を守るべき最高価値とし、生活や文化の民主的様式をそれに次ぐ防衛目的とするのではなかろうか。国の安全より国民の安全を優先すべきであると主張する「平和国家」路線論者にとって、脅威とは、自己拡大の本性を内在している軍という組織なのである。対外的には、人類を滅亡に導くような大量の破壊兵器の圧力を生み出す軍拡競争の矛盾（つまり、「安保のジレンマ」）が、対内的には、民主主義の敵となる軍事国家化が彼らにとって最大の脅威なのである。したがって、「平和国家」論者にとって、日本に必要なことは、このような戦争国家体制の構築ではなく、真に平和的な政策を平和憲法の精神を踏まえて国の内外にはっきりと打ち出すことであると、本章は特徴づける。

第五章では、「通商国家」路線を検討している。本章で論じる「通商国家」路線が描く国家像は、産業先進国の通商国家化に見られる商業的現実主義の一般的な国家アイデ

ンティティーに加え、通商国家の中でも憲法九条の存在という日本だけに見られる固有なもう一つの国家アイデンティティーによって構成されている。前者は、パックス・アメリカーナの下での「軽武装・経済優先」という防衛力の定量的規模の側面に光を当てる見方だとすれば、後者は、集団的自衛権の行使を認めない憲法解釈の必然的な帰結であるところの非対称的な日米同盟や海外派兵を禁じて専守防衛に徹する自衛隊という防衛力の定性的範囲に見られる軍事面での「特殊性」を浮き彫りにする見方である。冷戦期を貫いて定着するようになったこの二つの国家アイデンティティーは、「吉田ドクトリン」に基づいて演出されたものではなく、五〇年代の国内外の政治構造によって生み出された「意図せざる結果」であると本章は指摘している。それを所与のものとして受けいれる「六〇年、七〇年代の保守政治のことを本章では「通商国家」路線として定義している。

なお、軍事力の役割に対する「通商国家」路線論者の考えは次のようなものである。侵略戦争はしないが、外部から侵略された場合の自衛戦争まで否定するものではない。しかし、冷戦期の日米安全保障関係の強化という文脈でも、あるいは、共産陣営に対抗するための自由陣営の一員として果たすべき責務の履行という文脈でも、防衛力の増強には反対する。専守防衛に徹する自衛隊が、外部の勢力から侵略される蓋然性より、再び戦前に逆戻りする蓋然性や米軍が仕掛ける戦争に「巻き込まれる」蓋然性の方をさらに恐れる世論を反映し、軽軍備のまま経済復興に国民のエネルギーを集中させようとするような考え方が「通商国家」論者の考え方である。冷戦期の政府政策は概ねこの路線の主張に近いものであったが、日本が成し遂げた経済的成功によってこの路線は現実に適合するものとして世論に認識されてきたことは周知の通りである。

第六章では、「普通国家」路線論の定義とその論理構造を検討している。本章で論じる「普通国家」路線の定義は、湾岸戦争の対応をめぐって小沢一郎が打ち出した普通の国の概念に近いものである。「普通の国」論は、外交・安全保障に関する限り、全ての戦争を否定する「平和国家イデオロギー」に染み込んだ世論に見られるような日本の非常識を世界の常識に近づけようとする試みである。また、この考えは先進産業国の通商国家とは異にし、日本に固有な憲法や軍事的特殊性を所与のものとし、対外的には、平和主義的・経済優先の路線をとり、普通の国としての責任を引き受けようとしないで、国内的には国民・野党に迎合し

て時代に必要な改革を断行しない（「通商国家」路線を志向する）保守政治のあり方に対する告発でもある。

「普通の国」論を、軍事力から見れば次のような国家像があらわれる。まず、外部から侵略された場合の自衛戦争に対して自分の力で守ることを明確にする。よって、「有事法制」を整備し自衛隊を軍隊として位置づける。また、冷戦後、その機能を回復しつつある国連が行う平和回復・維持のための制裁戦争に、国連の加入国として、また経済大国としての責任を果たすため、国連のPKO（平和維持活動）やPKF（平和維持軍）や多国籍軍の活動にも日本が積極的に参加することを通じ、日本の国際的な発言力を高め、名誉ある地位を占める。このような国家像である。

第七章は、「権力国家」路線を検討している。本章で論じる「権力国家」路線とは、国際政治の舞台で単独アクターとして独自の安全保障政策をもつ国家像を持つ路線である。この国家像を志向する政治グループにとって、日本が最終戦略として近代文明の産物群の頂点にある核兵器を装備することは不可欠なものである。ただ、日本国内では、このような国際政治での単独アクターとしての日本の在り方を、同盟から離れた自主防衛の日本と一般的に考えられているが、「単独アクター」論には二つの考え方が存在していることに注意する必要がある。その一つは、いわゆる反米保守論者の「自主的核武装論」に典型的に表れている考え方である。

もう一つは、いわゆる「親米保守」論者が唱えている日米英の世界共同統治である「三極構造」論に典型的に見られる考え方である。日米英の「三極構造」の前提は、(1)二十一世紀国際政治は本質的に力と国益という基本要因を軸として展開される。(2)新たな列強が作られようとする現下の世界情勢の中で、アメリカも含めた各国は、もはや建前としての理念をかなぐり捨て、本音の「基本要因」へと回帰し始めるべきだ。(3)この未来図を直視するなら、日本の核武装への決断が必要である。彼らはこう主張する。

第三部では、以上で議論した各々の路線に関する仮説モデルに、インプットとしてそれぞれの路線をとるアクターの「意図」を入れ、アウトプットして「意図せざる結果」を示すために、湾岸戦争、日米同盟再定義、新ガイドライン、同時多発テロとテロ特措法を中心にクロノジカルな実証分析を行い、その結果を五章に渡って詳説している。

第八章では、戦後、日本政府によって策定され、定着してきた外交・安全保障政策のパッケージについての検討を行い、次の二点を明らかにしている。

第一点は、外交・安全保障政策に関する三つの柱、すなわち(1)「非対称的」な日米同盟、(2)「専守防衛」を目的とする必要最小限度の自衛隊、(3)核の傘を前提とする非核三原則は、「吉田ドクトリン」によって作り出されたものではなく、四つの路線を標榜したアクターたちが直接・間接的に積み重ねた取引によって生み出された「意図せざる結果」だということである。

五〇年代前半に行われた米軍基地の拡張や、再軍備への圧力に対する国民の反発は強かった。その理由は、日米同盟は日本の意図した結果というよりアメリカのソ連封じ込め戦略の産物としての側面が強かったため、国民は、ソ連から侵略される蓋然性より、米ソの核戦争に「巻き込まれる」蓋然性や、米国の再軍備への圧力を利用して戦前への回帰を図る保守政治による軍国主義復活の蓋然性の方をより高い「脅威」として理解したからであると本章は言う。

しかし、基地提供とその見返りとして守ってもらうという「物と人との協力関係」を特徴とする日米同盟のあり方は、集団的自衛権の行使を認めない憲法解釈の必然的な帰結であって、中立を志向する「平和国家」路線論者や、自主防衛を主張する日本的ゴーリストたちにとってはいうまでもなく、のちに「日本タダ乗り」論を唱えることになる米国にとっても、対等な同盟を望んでいた岸信介にとっても望ましくない「意図せざる結果」であった。

第二点は、それぞれの路線にとって「意図せざる結果」であったはずの「非対称的」な日米関係が冷戦期を貫いて定着したのは、日本の対米従属、民族独立の侵害という民族主義的理由よりも戦争に巻き込まれる、日本が再び戦場になるという世論の存在があったからだ。このような国民の懸念を払拭しようとして、保守本流が理論化したものが「吉田ドクトリン」ではないかと本章はのべており、「吉田ドクトリン」は五〇年代の政治構造が生み出した「意図せざる結果」を所与のものとみなし、六〇年代以降の対等な同盟関係を志向する改憲派を封じ込め、巻き込まれることを恐れ中立を謳う世論の支持を引き出すために保守本流（すなわち「通商国家」路線論）が作り上げた現状維持的イデオロギーだと言う点である。

第九章では、四つの路線論モデルの実証分析として「湾岸戦争」を取り上げている。そして実証分析の結果次の点を明らかにしている。すなわち湾岸戦争は二点において戦後日本のターニングポイントとして位置づけられる大事件だった。

第一点は、冷戦期に効率的に推移した「通商国家」日本

は、米ソ核戦争に巻き込まれることなしに国家エネルギーを経済復興に集中してきたが、脱冷戦を迎え国連の安保理機能が回復し、日本の経済大国化が明らかになり、「力の分布」の変化した現下においても依然として持続すべき国家像なのかどうかという国家のあり方について問い直す一大事件であった点である。

第二点は、湾岸戦争は、冷戦期を貫いて定着してきた「意図せざる結果」がはらんでいる矛盾である「吉田ドクトリン」の「誤解」を世界中に露わにする戦後初めての事件であった点である。

第十章では、「ナイ・イニシアティブ」を例に実証分析を行っている。ここでの中心的な分析対象は、日米同盟の再定義プロセスである。日米同盟は、九五年から九六年までの三年間に、経済・貿易、朝鮮半島、沖縄の基地問題、中国、という四つの挑戦に重層的にさらされ、「同盟漂流」という言葉が使われ始めた。本章では、日米関係が漂流するようになった原因としては三点を挙げている。

第一点は、日米双方での世代交代である。第二点は、貿易摩擦が生んだ相互不信である。第三点は、これまで日米関係に一定の方向性を与えてきた枠組みが、政治・経済の両面で崩れたことである。具体的には、政治面では冷戦の終結であり、経済面における日米間の力関係の急激な変化と、グローバル化と呼ばれる世界経済の構造変化である。

しかし、脱冷戦下の日本の安全保障にとって、安保体制を支えるアメリカの抑止力は、依然としてかけがえのない重要性を持っていた。その根拠になったのは「中国脅威論」の登場である。九〇年代初めのころから力強い経済成長を示し始めた中国は、中国脅威論をも生み出すとともに、巨大な中国市場というビジネス・チャンスという見方ももたらした。中国脅威論の直接的な要因は、巨大な中国市場がもたらす富の実績の結果としての中国の国防費の増大であった。このような中国の脅威に対して日米同盟は依然として重要性を持っているが、日米同盟そのもののあり方に関しては、日本が一方的にアメリカに依存する関係から、より対等な関係への要求が高まりつつあった。つまり、日米関係がひき続き日本外交の基軸であることには変わりはないが、「基軸」という言葉の内容が変わってきたのである。「ナイ・イニシアティブ」による日米同盟の再定義がそれを表している。

第十一章では、この「新ガイドライン」の策定とそれに伴って整備された法体制である「周辺事態法」や「自衛隊法の改正」を例に実証分析を行い、次の三点を明らかにし

ている。

第一点は、新ガイドラインは日米協力に関するものであるが、その実態は日米同盟という名を借りた日本危機管理能力を進めるための枠組みだという点である。第二点は、「新ガイドライン」の実質化という名を借りて法整備を行ったが、その中でも日本有事を想定する「有事法制」（二〇〇三年）の整備は、「意図せざる結果」がはらんでいた最大の矛盾がやっと解消されたことを物語っている。それは、「普通国家」路線の完成というよりは「通商国家」路線を構成する三つの柱の中で、「政治の懈怠」によって今まで欠落していた一つの柱を満たしたことにすぎないという点である。特に、日本有事を想定する「有事法制」の整備は、八〇年、九〇年代の外交・安全保障政策の合理性を主張する際に、「保守本流」や学者らによって「吉田ドクトリン」論が主張されてきたが、その矛盾を裏付けるものであって、「吉田ドクトリン」と「通商国家」路線が想定する外交・安保政策の全体像が必ずしも一致する分析概念ではないということを物語っている。第三点は、「なぜ、いまさら」という疑問を惹起した「有事法制」制定の要因を明らかにする点である。その変化の背景には、日本の国内の政治勢力における力学変動という国内要因と、その力学変動をもたらした脱冷戦と日本の経済大国化という国際システムにおける変化の根本的な要因があった。冷戦の終焉によって、核大国間の戦争の蓋然性の顕著な低下は、「有事法制」反対の理論的根拠であった米国の戦争に巻き込まれる恐れを緩和させ、「平和国家」路線論者の立場を弱める一方、国連の安保理機能の回復によって「普通国家」路線論者の立場を強める政治的決着を生み出すようになった。また、日本の経済大国化によって生じた力の分布の変化は、より対等な「人と人との協力関係」の日米関係を求める政治勢力の浮上をもたらすことになった。

第十二章は、「米同時多発テロ」事件の対応として戦後日本外交・安全保障政策におけるユニークな「テロ特措法」を例に実証分析を行っている。米同時多発テロに対して、米国は個別的自衛権で反撃し、国連決議はいらないと言明し、ＮＡＴＯ諸国は米国との集団的自衛権に基づき、米軍に協力すると言明した。日米安保条約には「米国への攻撃は日本への攻撃と認める」という集団的自衛権の規定はない。そもそも日本国憲法第九条は、そのような集団的自衛権を認めていないというのが政府・自民党の一貫した解釈であった。自衛隊の活動範囲が、周辺事態法によって拡大されたとしても周辺地域に限定されていたから、自衛

隊が中東地域で対米支援を行うことはその範囲を超えるものであった。にもかかわらず、自衛隊法が定めている活動範囲を超える対米支援活動を規定している「テロ特措法」が野党や世論の大きな抵抗なしに迅速に国会で通過したことは、湾岸戦争のそれと比べてまことに画期的であった。本章は、戦後日本の外交・安全保障政策の中で、特異な例として位置づけられるこの「テロ特措法」と関連して、次の四点を明らかにしている。

第一に、戦時における自衛隊の海外派遣や、戦闘地域と一線を画することが不可能である地域での「後方支援」と「武力行使と一体化」される疑いが濃い支援行為を想定する「テロ特措法」は、冷戦期に固まっていた「専守防衛」という憲法解釈の領域を超えるものであって、戦後日本の外交・安全保障政策における「大転換」に当たる路線転換である点である。

第二に、「テロ特措法」に基づいて行なわれた自衛隊の対米支援活動は日米同盟のあり方、つまり「物と人との協力」関係を規定してきた集団的自衛権の行使を認めない憲法解釈を事実上超え、新たな日米関係の質的変換をもたらした点である。

第三に、「テロ特措法」に含まれている曖昧さや、矛盾に満ちた側面は、日本の外交・安全保障政策が依然として戦後日本の政策決定パターン、つまり、政府政策は四つの路線による「意図せざる結果」曖昧にならざるを得なかった点である。

「新しい戦争」の時代においては、自衛隊の対米支援によって米国が行う戦争に巻き込まれる恐れより、何もしなかった場合の同盟国のアメリカから見放される恐れのほうがはるかに上まわる。このように変質した国際社会の変化に対する理解が重要である。国際システムレベルにおけるかかる変化は、四つの路線間の力学関係に変化を起こし、それに伴って巻き込まれる恐れの低下は、まず、その論理に基づいて外交・安保政策に影響を与えてきた「平和国家」イデオロギーの存位基盤を揺さぶり、脆弱化させる事になった。この点が第四点の指摘である。

以上から、本論文は以下のよう結論を導いている

同盟政策を安全保障の手段として採用する以上、必ず「同盟のジレンマ」の一側面である「巻き込まれる恐れ」という厄介な問題に直面せざるを得ない。「物と人との協力関係」という「非対称的」な日米安全保障関係が冷戦期

を貫いて持続されてきたことは、「集団的自衛権の行使」を認めない憲法九条の解釈が「巻き込まれる」ことを恐れる一般国民の懸念を源泉的に解消できる効用を持っているという現実的な政策判断をしていた保守政治家にも支持されたからこそ持続されてきた「結果」に他ならない。

防衛費をＧＮＰ１％枠内（「軽武装」）に押さえ、経済的・技術的能力を高めることに国民のエネルギーを集中する政策の合理性を裏付ける論理的根拠は、国際的な安保環境が差し迫った危機が見当たらない緩やかなアナーキーに該当するものである場合、国家が追求すべき目標としては、「安全保障」だけでなく、「経済的繁栄」や「国際的地位」等、三つの要素間の優先順位において取引が可能だとするポスト・クラシカルリアリズムにあるということが明らかになった。

当時、圧倒的な力を持った覇権国アメリカの軍隊を駐留し、核の傘を持ち、核抑止力を確保したことに加え、島国という地政学的な特殊性もあって、冷戦期の日本が置かれていた安保環境は、アナーキーとはいえ、その状況は必ずしもホッブス的な厳しいものとは限らなかった。すなわち、短期的に外部からの「差し迫った危機（侵略）」が起きる蓋然性は低いと認識し、軍事力確保と経済的能力という二つの国家目標間の優先順位において取引を行い、軍事費を抑え、防衛力の定量的規模を軽武装に止まらせ、その代わりに、技術・経済的能力を高めることに国内の限られた資源を集中することにした政策決定者たちの指導性は、短期的には「安保のジレンマ」を避けると同時に、長期的には技術・経済的能力を高める効果をもたらした賢明なものであった。

しかるに、国際システムレベルの分析だけでは、日本有事を専守防衛するための膨大な自衛隊の存在と日本有事を想定する法整備の欠如という「能力」と「意図」との間に表れる矛盾がなぜ生まれ、二〇〇三年まで改善されないまま長い間持続されてきたかという疑問は答えられない。それに答えるには「四つの路線」という発想が必要である。すなわち、「意図せざる結果」を生み出す「四つの路線」の存在と、日本が外部から侵略される「蓋然性（Probability）」が低いという日本を取り巻く国際安保環境があったからこそ長い間「能力」と「意図」の間の矛盾が持続可能であったのである。

四、本論文の評価

どのような研究も、単なる資料を読み、それを見事に整

理するだけでは博士論文として認められない。多少の粗さもあるが、新しい方法論を開発し実証分析でそのパフォーマンスを示すか、あるいは、多少の未完成さを持ちながらも、通説といわれる考え方にチャレンジし、それを論破する度胸が博士論文研究には必須である。

この点から見ると、李明賛君の博士論文は、その両方を持ち備えている研究論文である。そのための粗さもあり、未完成さもある。しかし、なによりも評価すべきは、本論文のチャレンジ性と研究枠組みの将来性である。おそらく、日本の外交・安全保障政策を研究する学徒は、今後李論文の妥当性を別のモデルや別の事象データを用いて確認作業を行うに違いない。それほど本論文の先見性は高い。

とりわけ、日本の外交・安全保障政策研究者が通説として疑わなかった「吉田ドクトリン」に疑いを持ち、単なる先入観で吉田路線を否定するのではなく、単純な組み合わせ論から導出され、誰もが否定のしようがない四つの路線モデルを用いて、正面から吉田ドクトリンの「無矛盾性」に挑戦した努力は評価に値する。

しかし、学問的評価は、李論文のアプローチが成功したか、あるいは新しい発見をしたかの二点に焦点を当てて行うべきであることは論をまたない。

まず、「吉田ドクトリン」の「虚構性」を本論文が提起するモデル・アプローチで明らかにできたかについて評価してみたい。まず、李論文は、単なるアプリオリな先入観で「吉田ドクトリン」を否定しているのではないか、という批判を回避するために「没価値的」な理論モデルを構築した。この「四つの路線」モデルは、我が国の外交・安全保障政策の二つの原理原則である「憲法九条」と「日米同盟」をベースに、その論理的組み合わせで作られている。すなわち、「護憲と非同盟」の組み合わせで平和国家路線モデルが作られ、「護憲と同盟」の組み合わせで通商国家路線モデルが作られ、「改憲と同盟」の組み合わせで普通国家路線モデルが作られ、「改憲と非同盟」から権力国家モデルが作られた。

問題は、憲法九条と日米同盟だけからモデルを作ってよいかという問題である。言い換えれば、他の原理原則からモデルを作らない理由は何かという疑問に対してどう答えられ得るかである。それに対して、本論文は、敗戦後と冷戦の初期には、政治勢力も国民も、平和憲法の第九条を戦前のような戦争に巻き込まれる脅威のヘッジの象徴として見なしており、日米同盟は、国際政治理論が言うまでもなく「同盟のジレンマ」をかかえ、米国の戦争に巻き込まれ

る脅威の象徴として見なしたのはほぼ事実と言って良いだろう。論理的には、この二つ以外の原理原則があり得るが、客観的な事実としてこの憲法九条と日米同盟をベースに理論モデルを作ることは妥当だと言えよう。

次に、このモデルが時代ごとに変化しないかという問題である。李論文はこの点に関して明確な回答をしていない。しかし、評者は、最近の憲法改正議論や、日米同盟についてもガイドラインなど、憲法九条問題と日米同盟問題は相変わらず重要な外交・安全保障政策のイッシューであることに変わりがない。その意味で、四つの路線モデルは、戦後半世紀を経た今日でも使用可能なモデルであると言えよう。

李論文の中でも度々触れた「吉田ドクトリン」は「非対称な日米関係（米国の核の傘を頼りとする非核三原則を含む）、ＧＮＰ１％枠内の軽武装、経済成長主義）の三本柱あるいは四本柱で出来上がっている。しかし、非対称の日米関係を規定したのは吉田茂ではなく、集団的自衛権の行使を認めない内閣法制局の憲法解釈であることは周知の通りである。我が国には諸外国のような憲法裁判所がない。よって内閣法制局が憲法の法的妥当性について規定することがある。集団的自衛権の行使を認めない憲法解釈を内閣法制局長官が行ったのはかかる理由がある。このことを四つの路線モデルでいえば、改憲を認めないのは通商国家路線のモデルであるが、それに対する普通国家路線の勢力は、そのような解釈は日本を中立国家のように扱っており論理矛盾していると反論する。要するに、憲法九条と日米同盟のあり方が内包しているかかる曖昧さは、四つの路線モデルに当てはめてみれば明らかであり、吉田ドクトリンが規定する非対称な日米関係、軽装備、経済成長主義の三点セットがアプリオリに政策路線として確立していたわけではなく、そのような政策が意図しない結果が招来していると言うことである。最近のテロ特措法や改憲論を見ても、一体どこで吉田ドクトリンが消滅してきたのかは分からない。むしろ吉田ドクトリンは、確としたドクトリンと呼ばれるものではなく、冷戦という当時の国際政治環境を見ながら、戦争に巻き込まれないように考えた「政策セット」に過ぎず、後に周辺事態が変化したときに正面切ってドクトリンの変更を議論するようなものではなかった。そのことは逆に、吉田ドクトリンの「意図しない結果」は当然起こるべきであると李論文は述べている。この点は新しい発見としては特記に値する。

ＧＮＰ１％以内の軽装備をもつ自衛隊も「意図しない結

果」を招いている。単純に考えても、能力として経済大国になった日本においてGNP1%の防衛費を軽装備という訳にはいかない。つまり、能力としての強大な防衛力と、意図としての軽装備とは国際的には矛盾している。そのため日本は湾岸戦争でその能力としての強大な防衛力を使わず、能力としての経済力（つまり米軍にたいする財政援助）を用いたために国際社会から非難を浴びた。その結果、テロ特措法を作り、実質的な集団的自衛権の行使を行うようになった。このような日本の外交・安全保障政策には、多くの「意図しない結果」が多い。それらを歴史的な「特異点」と逃げずに、李論文は、四つの論理モデルを使うことによって明快に説明を行っている。この点は一〇〇%成功しているわけではないが、おおむね良好な説明力を発揮している。

李論文が採用したポスト・クラシカルリアリズムの仮定、すなわち戦争の脅威や、戦争に巻き込まれる脅威は、単に必ずあるという可能性（possibility）だけで国家の外交・安全保障政策が決められるのではなく、戦争が起こるかどうかは、どちらかというと起こりそうにはないという蓋然性（probaility）の方が日本の路線論の変異を説明しやすいという主張は妥当なものである。また、政策路線は、リアリズムか使う武力とか経済力といった能力としてのパワーではなく、意図などのソフトパワーも加味して作られるべきである。この点は李論文も同じ考えをシェアしており、正しい見方であると思う。

以上評価すべき点を述べたが、李論文は完璧ではなく、幾つかの問題点、改善点を内包している。

まず、憲法九条と日米同盟の二つの原理原則によってモデルを作り客観性を担保したコストは大きい。つまり、李モデルは単純すぎるために、湾岸戦争、ナイ・イニシアチブ、日米ガイドライン、テロ特措法などの「大きな」政策イッシューしか分析出来ない問題をはらんでいる。言い換えれば、ミクロな外交・安全保障政策の分析にはパフォーマンスが悪いはずである。この点は今後モデルの精緻化によって解決する必要がある。

モデルの中でも、歴史的には平和国家路線や通商国家路線や普通国家路線は議論の俎上に上がっているが、普通国家路線から権力国家路線に移るトランジションについては明確な議論がない。とくに日本の周辺国から、日本の権力国家路線化に対する批判が出ている。もし、日本が核化し、強い武力を持つならば、それはどのような周辺事態において起こるのかについての議論は全くない。そのときの環境

変化はリアリストの言う可能性（possibility）なのか、あるいは本論文がいう蓋然性（probability）なのか、さらなる検討が必要である。同時に、ポスト・クラシカルリアリズムの蓋然性議論は、過去の外交・安全保障政策に限った分析枠組みに過ぎないのではないかという疑問は払拭されない。つまり、過去を整序するだけではなく、未来の日本の外交・安全保障政策の予測に耐えるモデルを考察する必要がある。

とはいえ、「テロ特措法」までの戦後我が国の外交・安全保障政策に関する膨大な資料に当たり、その変貌を克明に追い、当該政策の矛盾を明らかにしている点は公平に見てもポジティブな評価をすることが出来る。このような資料を記述データーとしてみなし、「四つの路線」モデルを用いて、実証分析としてとらえることによって我が国の外交・安全保障政策がまるで「生き物」のように、それぞれの路線論を採る政治家や有識者、そして国民同士の「政策論点」の取引や駆け引きによって変貌をとげ、「吉田ドクトリン」が消滅し、新しい外交・安全保障政策が「育って」いることが確認出来た点は、モデルを用いた論理実証型の研究だから可能であった。

五、本論文審査の結論

李明賛君の論文について、以上の点を総合的に判断して、きわめてレベルの高い力作だという点で、審査員一同、本論文が慶應義塾大学法学博士授与に十分値する業績だと判断する次第である。

二〇〇六年（平成一八）年四月一四日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　小此木政夫

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員 ph.D.　添谷　芳秀

副査　慶應義塾大学法学部客員教授 ph.D.　薬師寺泰蔵